

介護福祉士の資格取得を目指す高校生を応援します！！

# 福祉系高校 修学資金貸付制度

この制度は、介護福祉士資格の取得を目指し、福祉系高校に在学する高校生を支援するために、無利子で修学資金の貸付けを行う制度です。

福祉系高校を卒業後、介護福祉士資格を取得し、岩手県内で引き続き3年間介護等の業務（※1）に従事すると、貸付金の返還が全額免除になる制度です！

※1 介護保険法で規定する介護サービスを提供する施設等で、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者（以下「介護職員等」という。）として従事する必要があります。

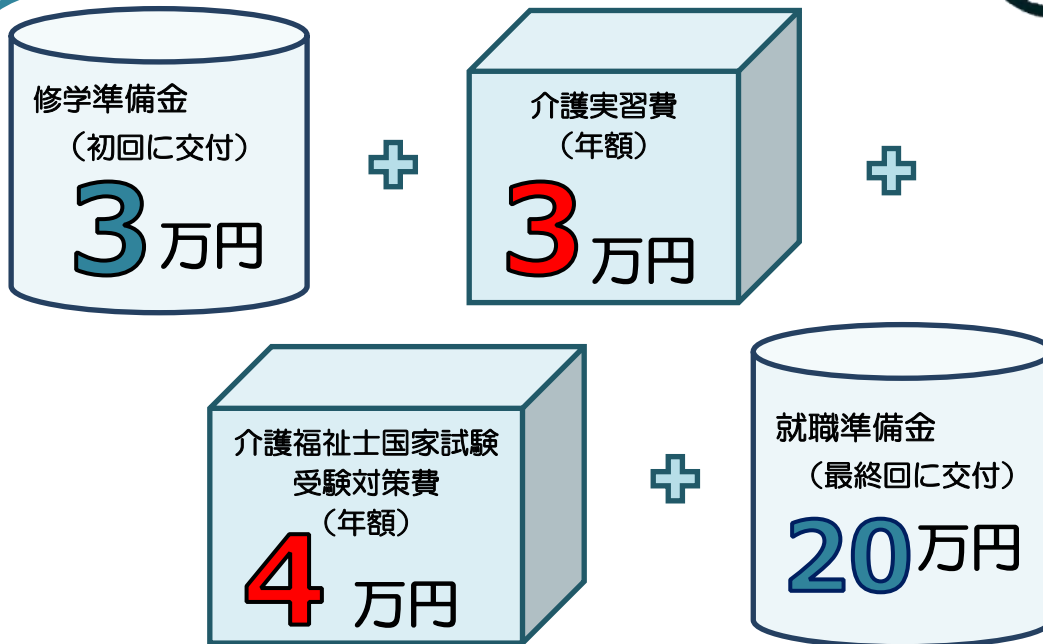
## ■貸付けは無利子です！

介護福祉職員等として、岩手県内の介護保険施設等で

## ■3年間働くと全額返還免除！



### ● 貸付内容



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

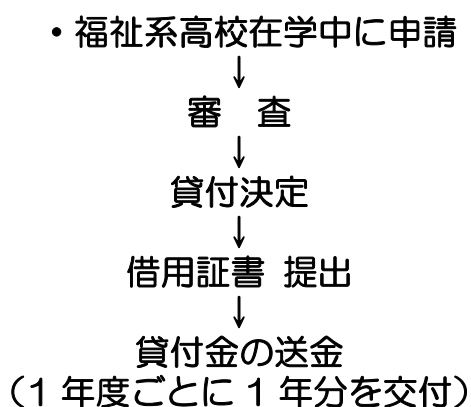
問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当  
〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話019-601-7022

# 福祉系高校修学資金貸付制度の概要

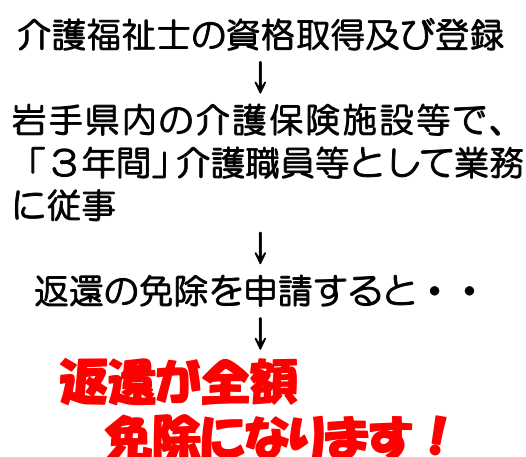
**貸付額** 貸付額は次のとおりです。

- 修学準備資金（初回に交付） 30,000 円以内
- 介護実習費 40,000 円以内（1 年度当たり）
- 国家試験受験対策費用 40,000 円以内（1 年度当たり）
- 就職準備金（最終回に交付） 200,000 円以内

## ●貸付決定までの流れ●



## ●返還免除までの流れ●



## 返還猶予

介護福祉士資格を取得及び資格登録し、卒業後岩手県内において、介護保険法で規定する介護サービスを提供する施設等で、介護職員等として業務に従事している期間は「返還猶予の期間」となります。

## 返還免除

岩手県内の介護保険法で規定する介護サービスを提供する施設等で、介護職員等として、介護等の業務に引き続き 3 年間従事すると、貸付金が「全額返還免除」となります。

## 返還しなければ ならないとき…

介護職員等の業務以外の仕事に従事した場合や、岩手県外で就職した場合は、原則として貸付金を「返還」しなければなりません。

## 福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付

福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務以外の業務（※）に従事した場合、福祉系高校修学資金返還充当資金の貸付けに移行します。

※ 介護福祉士又は社会福祉士を受験する際に実務経験と認定される「施設・事業所」「職種」から、介護職員等の業務の範囲を除いた業務。